

○財務省告示第四百四十一号

日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十七
条第二項の規定に基づき、平成二十三年七月十九
日から発行を開始する日本銀行券壹万円及び千円
の様式は、平成十六年十一月一日から発行を開始
する日本銀行券壹万円、五千円及び千円の様式を
定める件（平成十六年八月財務省告示第三百七十
四号）に定める日本銀行券壹万円及び千円の様式
とする。この場合において、表の項中「黒」とあ
るのは、「暗い黄赤」とする。

平成二十三年四月二十六日

財務大臣

野田

佳彦